別記様式第４（第８条関係）

認定申請書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第７条の規定による認定を受けたいので、同規則第８条の規定に基づき、申請します。

（略）	

備考　（略）

別記様式第５（第10条関係）

認定変更届出書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第10条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。

（略）	

備考　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に交付されている核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（次項において「法」という。）第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状及びこの規則による改正前の原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第六条の筆記試験合格証は、それぞれこの規則による改正後の原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則別記様式第四の原子炉主任技術者免状及び同規則別記様式第三の筆記試験合格証とみなす。

２　この規則の施行の際現に交付されている法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状は、この規則による改正後の核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則別記様式第二の核燃料取扱主任者免状とみなす。

別記様式第４（第７条関係）

認定申請書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第６条の規定による認定を受けたいので、同規則第７条の規定に基づき、申請します。

（略）	

備考　（略）

別記様式第５（第９条関係）

認定変更届出書

年　　月　　日

原子力規制委員会　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第９条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。

（略）	

備考　（略）

法規的告示

○総務省告示第九十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第三十六項及び別表第三号72の規定に基づき、無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を次のように定める。

令和八年三月二十四日

総務大臣　林　芳正

一　無線設備規則別表第三号72に規定する総務大臣が別に告示する不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1　無線設備が搬送波を送信している状態にあるとき、又は無線設備が搬送波を送信可能な状態にあって送信を停止している状態にあるときは、次の表の上欄に掲げる周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる許容値とする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
一・〇GHzを超え二・〇GHz以下	最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の一MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が（一）六七デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
二・〇GHzを超え三・四GHz以下	最大指向方向から七度を超える方向に輻射される任意の一MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力が（一）六一デシベル以下の値